

うと 福祉だより

○この広報紙にかかる費用の一部は赤い羽根共同募金の配分金が使われています。

ふれあいネットワーク

編集・発行
熊本県宇土市浦田町44番地
宇土市福祉センター内
社会福祉法人 **宇土市社会福祉協議会**
☎0964-23-3756
E-mail/utoshakyou@kumamoto.email.ne.jp
URL/http://www.utoshakyou.jp/

印刷 敷島印刷株式会社



この冊子は環境保護印刷の
水なし印刷で印刷しています。



地域に根づいた偉大な力!

「市民のつどい」にボランティア延べ75名

12月7日に、市民会館を中心に第36回歳末助けあい「市民のつどい」が開催されました。これは市民の皆さんのたくさんの善意とご協力で、市内に住んでいらっしゃる要援護世帯の方々等への助けあい運動の一つとして実施するを目的とし、開催したものです。(県共同募金会宇土市支会と市社会福祉協議会共催)午前中は、チャリティーバザーが行われ二八五一点の商品が提供され四五二、五五〇円の益金がありました。

一方、午後からは市民会館大ホールで、社会福祉功労者の表彰や芸能大会が開かれ、二十七の団体及び個人芸が披露されました。また出演者自身で大切な浄財を募金されるなどボランティア精神あふれた大会となりました。

上の写真は、多くの市民の皆さんの前で華麗に歌い踊る出演者の皆さん。

歳末助けあい 市民のつどい「報告

商品収集にボランティア

今回も商品収集には、婦人会・嘱託会・民生委員・老人会の方々や多くのボランティアの皆さんで行われました。また、婦人会の皆さんを主体としたボランティアの皆さんのご協力で商品付け作業をいたしました。

芸能大会記名寄付者

NPO法人うとスポーツクラブ／網津あじさい健康ダンス／網舞会／宇土おじやめ愛好会／宇土健康ダンス／宇土市児童合唱団／宇土地域婦人会連絡協議会／宇土ハーモニカ同好会荒木嘉二郎／宇土ライオンズクラブ／網田レクダンス／オラビユーティフルフラム／金もくせいのお会／熊本手話ダンス白ゆり宇土スポーツクラブ／紫垣五十一／ジョイ・ストリート／翔踊会／谷口健治／土曜健康ダンス／パールシェルフラクラブHKフラ／橋本絵鯉子／花園公民館健康ダンス／花



賑わうバザー会場

ボランティア協力人数

12月3日	商品値付作業38名
12月6日	前日準備作業25名
12月7日(当日)		...12名
合計延べ		75名

募金の総額

バザー売上	451,550円
玄関募金鍋	153,238円
舞台募金箱	191,154円
広告料	210,000円
計	1,005,942円

益金は在宅福祉に配分

市民のつどいで集まったお金は、期間中に寄せられた歳末助けあい募金と合わせて市内在住の要援護世帯(八十二世帯)や地区社会福祉協議会へ配分しました。要援護世帯への見舞金は、市民の皆さんにかわって民生委員が直接配分し、見舞金を受けられた皆さんからは、たいへん感謝されました。

園ふれあいダンス／ひろかなるザ・ダンス(ピア教室)／藤末阜月と昭和のガキ大将たち／ホヌ・フラスタジオ中田／本田美智子／山羽 勝／リバーストーン宇土&君の会／練功教室
(敬称略順不同)
この他にも匿名のご寄付が寄せられております。
ありがとうございました。



表彰式(社会福祉功労者)



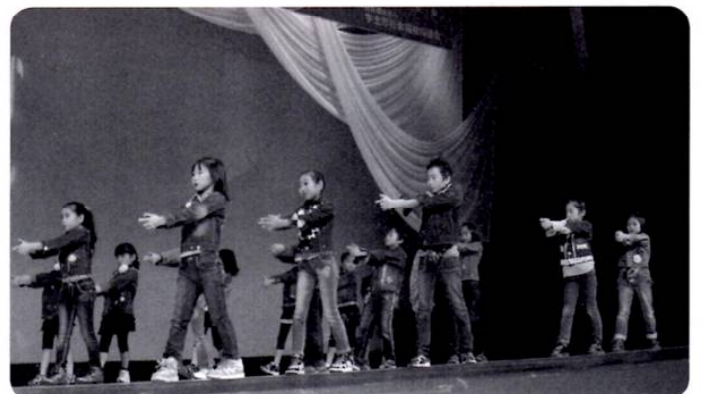
宇土ライオンズクラブからもいただきました。



花園幼稚園からも歳末助けあい募金をいただきました。



寒い中芸能大会を観るための長蛇の列



元気に出演した子どもたち(芸能大会)

生活福祉資金 貸付制度のご案内

生活福祉資金とは

この貸付制度は、低所得者・障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

◇資金の種類

●総合支援資金(生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費)

失業者等日常生活全般に困難を抱えており生活立て直しのために継続的な相談支援(就労支援・家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であつて、次の①～⑤の条件にも該当する世帯に対して貸付ける資金

- ①低所得世帯であつて、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となつていること
- ②本人確認が可能であること
- ③現に住居を有していること

たは、住宅手当特別措置事業における住宅手当の申請を行い、住宅の確保が確実に見込めること

- ④実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意し、自立した生活と償還を見込めること
- ⑤失業等給付、生活保護、就職安定融資、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと

●教育支援資金

(教育支援費・就学支援費)
高校・短大・大学等の就学に際して必要な経費としての貸付資金

●福祉資金(福祉費)

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、または自立生活を資するため一時的に必要なであると見込まれ、必要な経費としての貸付資金

- ①生業費・技能習得費は、事業

を始めたり、事業のたてなおしをするための商品・材料の仕入れ費、営業車、漁船の購入や店舗の改築などに必要な経費

また、就職するための支度

費、仕事に必要な技能を身につけるための費用

- ②住宅の増改築、補修等や公営住宅の譲り受けに必要な経費
 - ③福祉用具等購入に必要な経費
 - ④障害者用自動車の購入資金
 - ⑤負傷・疾病の経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
 - ⑥介護サービス等受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
 - ⑦災害を受けたことにより臨時に必要な経費
 - ⑧冠婚葬祭に必要な経費
 - ⑨住居の移転等給排水設備等の設置に必要な経費
 - ⑩その他
- (緊急小口資金)
次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が、困難となつた場合の費用(限度額10万円)
- ①医療費または、介護費の支払等臨時の生活費が必要となるとき
 - ②給与等の盗難または、紛失によつて生活費が必要となるとき
 - ③災害等の被災によつて、生活

費が必要となるとき

- ④その他これら同等のやむを得ない事由によるとき

●不動産担保型生活資金

一定の住居不動産を所有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

●臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者で離職者を支援する公的給付または公的制度の申請を受理されている人に対して当面の生活費を貸付ける資金

◇貸付対象

- 低所得世帯
世帯収入が一定基準内の世帯
- 障がい者世帯
身体障がい者手帳・療育手帳精神障がい者保健福祉手帳交付を受けている人の属する世帯
- 高齢者世帯
65歳以上の高齢者の属する世帯
- 宇土市内に居住(または予定)している人

◇貸付の対象とならない人

- 他法・他制度(日本学生支援機構・母子寡婦福祉資金・その他公的資金の借入等)の利

用ができる人の属する世帯

- すでに生活福祉資金を借入れて滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人

◇貸付利率

●無利子(年3%)

◇延滞利率

●償還最終期限を過ぎた場合は残元金に対して年10・75%の延滞利率が、加算されます。

◇償還期間

●貸付金額により異なります。

◇貸付の決定と返済方法

●お申込になつた資金は、熊本県社会福祉協議会で審査され決定します。決定された資金は、宇土市社会福祉協議会を通じ、借入書を提出された数日後に交付されます。償還期日が近づくと「払込用紙」が届きます。返済計画に従つてお近くの金融機関等で払い込んでいただきます。なお、審査結果によっては、資金の貸付ができない場合があります。

◇添付書類

資金の種類により添付書類が異なります。

◇相談窓口

宇土市社会福祉協議会
☎233756

平成27年4月から開始 生活困窮者自立相談支援事業

—うと自立相談センター—

経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談を受け、地域で安心した生活が送れるようご本人に必要な支援を行います。

この事業は、生活困窮者自立相談支援事業として、宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け平成27年4月1日から実施予定です。(平成26年度はモデル事業として実施中)

対象になる方とその支援のかたち

宇土市在住の方で、現在いろいろな事情から経済的に困



窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱出できるように、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。

自立相談支援の流れ

相談者の声を聞きながら、相談者と相談支援員が一緒になつて自立のために取り組んでいきます。

- ①一人で悩まずに困っていることを何でも話してください。
- ・来所または電話でご相談ください。(来所が難しい場合はまず電話でご連絡ください。)
- ・窓口に来られない場合は、相談員が訪問することもできます。
- ②相談内容から、適切な対応を判断します。
- ・相談内容によっては、自立相談支援で対応するか、他の適切な対応機関へつなぐかを判断します。
- ・他の支援につなぐ場合にも同行支援など確実につなげるよう支援を行います。
- ③必要な支援が計画的に提供

- できるように課題を分析します。
- ・相談者本人だけではなく世帯やそれぞれを取り巻く状況、問題の背景などについて、相談者本人と相談支援員が協働で理解を深めます。
- ・相談者の抱えている様々な課題を包括的に把握して、分析・評価し解決のための支援を探ります。
- ④相談者と一緒に自立への計画を立てます。
- ・相談者の意思を尊重しながら、必要な支援が計画的に行われるように自立に向けたプラン案を考えます。
- ・プラン案の作成は相談支援員だけではなく、相談者本人と一緒に作成します。
- ・相談者本人と相談支援員が協働で作成したプラン案について、適切かどうかを支援調整会議で協議し、最終的にどのような支援を行うか決定します。

- ⑤自立への目標と一緒に取り組みます。
- ・決定したプランに基づいて支援サービスが提供されます。
- ・相談者の必要に応じた支援が提供できるように、地域の様々な関連機関が連携して支援を提供します。目標に向けて支援が行われているかを定期的に把握し、必要に応じて調整を行います。

生活困窮者自立相談支援事業

うと自立相談センター

相談は無料です。
お気軽にご相談ください。



電話 (0964) 23 - 3756
ファックス (0964) 22 - 4971
相談受付：宇土市社会福祉協議会
開設時間：月～金曜日 9時～17時(祝日・年末年始休み)



宇土市社会福祉協議会嘱託職員 (生活福祉資金相談員及び事務補佐)募集要項

応募資格

相談支援業務等に熱意があり、エクセル、ワード等パソコン操作ができること。

業務内容

・相談支援業務
・エクセル、ワード等パソコン操作による書類作成業務。

勤務場所

(福) 宇土市社会福祉協議会(宇土市浦田町44番地)。

雇用期間

平成27年5月1日～平成28年3月31日(なお、更

新する場合もある)

募集人員 1人

勤務日 週5日

休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

勤務時間

8時30分～17時15分(原則として月々金 休憩時間12時～13時)

給与

月額 142,000円

給与

社会保険(健康保険、厚生年金保険) 労働保険(雇用保険、労災保険)

応募方法

履歴書(顔写真添付)を送付してください。(持参も可)封筒の表に、「相談員希望」と明記してください。

募集締切

平成27年4月8日必着

選考

1次選考(書類審査)

2次選考(作文試験および面接試験)

※2次選考の日程は追ってお知らせします。

申込み・問合せ先

(福) 宇土市社会福祉協議会

〒869-0492

宇土市浦田町44番地

電話 23-3756

お気軽にご利用ください さまざまな相談窓口

宇土市消費生活センター(無料)

悪質な訪問販売、架空請求や多重債務に関する悩み等、お気軽にご相談下さい。消費生活相談員が無料で相談に応じます。

こちらの相談窓口で対応できない相談は、より専門的な相談機関を紹介します。

日時 毎週、月・火・水・金曜

(午前10時～午後4時)

※市役所閉庁日は休み。

場所 市役所別館(旧勤労青少年ホーム) 1階消費生活センター

相談方法 直接来られるか、電話相談も可です。

※個人情報厳守します。

☎ 1111 (内線2323)

「消費生活相談員の派遣」

内容 老人会、町内会、婦人会等の会合に出向き、消費者トラブルの事例、解決の方法、契約

の基礎について講演します。

講師 消費生活相談員

講義料は無料です。

問合せ先 市商工観光課

☎ 1111 (内線2209)

司法書士無料相談

日時 第4木曜日 午後1時～4時(電話相談はできません)

※要電話予約

場所 市役所別館(旧勤労青少年ホーム) 1階消費生活センター

※個人情報厳守します。

問合せ先 市商工観光課

☎ 1111 (内線2209)

相談無料

(秘密厳守)

宇土ふれあい福祉相談所

宇土市福祉センターでは毎日、市民の方々のいろんな相談を受け付けています。お気軽にご相談下さい。※なお相談に関係する書類をご持参下さい。

○専門相談員

- ・家庭相談 (月・火・木曜日の8:30～17:00) 太田 龍生
- ・婦人相談 (月・水・金曜日の8:30～17:00) 黒田須美子
- ・法律相談 (第3金曜日の13:00～16:00) 荻迫 光洋弁護士(受付時間は12:30～15:30まで) 受付順8名まで
- ・成年後見相談 (第1金曜日の13:00～16:00) 熊本県司法書士会(祝日の場合は休み)
- ・不動産相談 (完全予約) 熊本県宅地建物取引業協会宇城支部
- ・年金相談 (第1・第3木曜日10:00～15:00) 熊本東年金事務所(予約先: ☎096-367-2503)
- ・行政相談 (第2・第4水曜日10:00～15:00) 行政相談員
- ・介護相談 (予約制) 介護福祉士・介護支援専門員
- ・権利擁護事業相談 (毎週火曜日10:00～15:00) 井上 秋利(祝日の場合は休み)
- ・自立相談(生活困窮者) (月～金曜日の9:00～17:00) 相談支援員

●電話での相談は

☎ 23-3757(代)

(※電話でのご相談を受けられない場合もあります。)

●ファックスでの相談は

FAX 22-4971

○ふれあい福祉相談員

(10:00～15:00)

- 月曜 西村 敬司
- 火曜 橋本 典子
- 水曜 宮迫 亮平
- 木曜 野村 敏子
- 金曜 本道 紘一

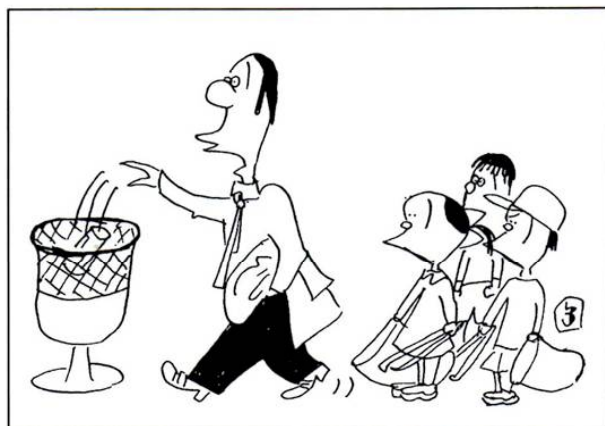
ふくしがわかるクイズ

パート90

次の2つの問題の中から正解と思われるものをそれぞれ1つ選んで回答を官製ハガキに記入の上、ご応募下さい。

① 去る12月7日に、共同募金会宇土市支会と宇土社会福祉協議会の共催で「第36回歳末助けあい市民のつどい」が市民会館及び中央公民館分館で開催されました。午前中はチャリティー

福祉マンガ 和山
みんないいひと みんないいこと
提供 相模原市社協



- B 12月第2日曜日
- C 12月第3日曜日

バザーが行われ開場前から長い行列ができていました。午後からは芸能大会が行われ、こちらも多くの方が開場前から並ばれました。またたくさんの方のご寄付していただきありがとうございます。さて、毎年行われている「歳末助けあい市民のつどい」の開催日で正しいのは、次のどれでしょうか。 A 12月第1日曜日

② 経済的な問題やお仕事のこと、生活上の困りごとなどについてご相談をお受けし、地域で安心した生活が送れるよう、ご本人に必要な支援を行う生活困窮者自立相談支援事業がはじまります。この事業は宇土市から宇土市社会福祉協議会が委託を受け平成27年4月1日から実施予定です。平成26年度はモデル事業として実施中です。

この生活困窮者自立相談支援事業は、宇土市在住でいろいろな事情から経済的に困窮している方を対象に、今の困窮状態から早期に脱出できるよう、それぞれの状態に応じた包括的で継続的な相談支援を行います。 さてこの相談支援を行うセンターの名称で正しいのは次のどれでしょうか。 A うと自立相談センター B うと自律相談センター C うと而立相談センター

〔応募方法〕 官製ハガキに問題の答え、住所(宇土市以外は不可)、氏名、年齢、ご意見・ご要望を記入の上、〒869-0492宇土市浦田町44番地市社協「ふくしがわかるクイズ」係までお寄せ下さい。 全問正解者の中から抽選で10名の方に千円相当の図書カードをプレゼントします。メ切は4月15日(当日消印有効)。なお、当選者の発表は賞品の発送をもってかえさせていただきます。(前回の正解は①、②、Aでした。)